

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	019 北九州市
--------------	----------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総務企画局女性の輝く社会推進室
担 当 職 員 数	13 人 (専任 13 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	北九州市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成 12 年 12 月 1 日 根拠: 北九州市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	北九州市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 8 月 1 日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 26 年 4 月 ~ 31 年 3 月		
名 称	第3次北九州市男女共同参画基本計画(計画期間:H26年4月~H31年3月)		
改定・見直しの予定時期	平成 31 年 4 月 1 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北九州市男女共同参画社会の推進に関する条例		
	公 布 日	平成 14 年 3 月 28 日		
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日		
	改 正 日	平成 年 月 日		
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月		
	制定等について検討中(あれば、具体的に) 特に検討していない			

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1	平成27年4月1日	2	平成27年5月1日	3	その他:平成27年7月1日	
目 標 値	平成 29 年度まで	50.0%	%	平成 年度まで	%	平成 年度まで	%			
根 拠	「第3次北九州市男女共同参画基本計画」平成26年2月策定(市長公約により1年前倒し)									
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置会議等									
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (70)	うち女性委員を含む審議会等数 (70)						
	延総委員等数	(1,353)	延女性委員等数 (607)	女性比率 (44.9)						
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (58)	うち女性委員を含む審議会等数 (58)						
	延総委員等数	(1,222)	延女性委員等数 (531)	女性比率 (43.5)						
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	審議会等数 (19)	うち女性委員を含む審議会等数 (19)						
	延総委員等数	(774)	延女性委員等数 (282)	女性比率 (36.4)						
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (6)	うち女性委員を含む審議会等数 (5)						
	延総委員等数	(89)	延女性委員等数 (8)	女性比率 (9.0)						
目標値以外の目標設定										
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・ 非公表 ○) ・ 無 ・ 作成予定有								
	人材名簿が有る場合	掲載人数	607	人 (平成 27 年 7 月現在)						
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 ○ 委員の公募 有 ○ ・ 無 その他 { 事前協議制の実施 }								

注(*) 平成27年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		①	平成27年4月1日	2	平成27年5月1日	3	その他:平成 年 月 日			
		女 性 管 理 職 の 内 訳										
	管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理 職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職			
				(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比率	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性比率	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性比率
本庁	計	442	57	12.9	116	12	10.3			326	45	13.8
	うち一般行政職	404	39	9.7	111	10	9.0			293	29	9.9
支庁・地方 事務所等	計	353	53	15.0	60	5	8.3			293	48	16.4
	うち一般行政職	157	18	11.5	33	2	6.1			124	16	12.9
全体	計	795	110	13.8	176	17	9.7	0	0	619	93	15.0
	うち一般行政職	561	57	10.2	144	12	8.3	0	0	417	45	10.8
再掲	警察関係	0	0									
	教育委員会	39	4	10.3	7	0	0.0			32	4	12.5

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	26年度予算 (千円)	27年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	433,640	458,986	H27予算にはH27.3月補正による繰越を含む
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0800 %	0.0782 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	51,806	71,689	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	有
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	有
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	有
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	有
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	有
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	有
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	有
	(5) その他(内容:)	

↓ 上記1~4で「有」の場合、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 役員に占める女性割合に関する項目			
	② 管理職に占める女性割合に関する項目			
	③ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	○	○	○
	⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)	○	○	○
	⑥ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑦ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑧ 短時間正社員制度の導入			
	⑨ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑩ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	○	○	○
	⑪ その他			

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無		企業の登録・認定・認証制度 有・無	企業の表彰制度 有・無
選定等の基準	1 役員に占める女性割合に関する項目		
	2 管理職に占める女性割合に関する項目		
	3 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	4 その他「登用促進等」に関する項目		
	5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		
	6 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取得)		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績		有
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	無	→ 有の場合、具体的名称
2 現在はないが、今後検討する	有	

17 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書
公表周期	5 年	
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他()	

18 平成27年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・北九州市女性創業支援のあり方検討会	女性創業家を輩出しやすい環境づくりを進めるための、女性創業支援のあり方の検討		4月～1月(予定)
・北九州市男女共同参画審議会	男女共同参画に関する事項の調査、審議	15名	4月～3月
2. 広報啓発 ・男女共同参画フォーラムin北九州	講演会、シンポジウム、座談会	3,000名	6月～9月
・男女共同参画に関する広報啓発事業	事業実施団体を公募し、選考会を経て委託を行う。	2,000名	7月～2月
男女共同参画に関する副読本の配布	市内小・中学校に毎年配布	20,000名	3月
DV、デートDV予防啓発事業	DV予防に関するリーフレットの配布や学校等でのデートDV予防教室の実施	4,000名	通年
3. 講座 ・男女共同参画フォーラムin北九州	講演会、シンポジウム、座談会	3,000名(再掲)	6月～9月
・男女共同参画に関する広報啓発事業	事業実施団体を公募し、選考会を経て委託を行う。	2,000名(再掲)	7月～2月
4. 相談事業 ・一般相談	(男女共同参画センター等で実施)		通年
・人権侵害相談	"		"
就労相談	"		"
法律相談	"		"
5. 情報収集・提供 ・ワーク・ライフ・バランス推進サイト運営	本市のワーク・ライフ・バランスに関する情報等の発信		通年
6. 苦情処理 ・苦情処理	男女共同参画に関する苦情の処理		随時
7. 交流促進 ・市民活動支援・連携事業	男女共同参画センター等で実施		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会	企業・経済団体・労働者団体・市民団体・行政等で構成され、協働で本市のワーク・ライフ・バランス推進に取り組む	18団体	通年
・北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰	働きやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体・個人を表彰し、その取り組みを広くPRする		7月～11月
北九州市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン	ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を集中的にPRする		11月
ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業・事業所等に対し、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、相談・情報提供等を行う		7月～3月
ワーク・ライフ・バランス出前セミナー	ワーク・ライフ・バランスに取り組む、或いは更に取り組みを進めようとしている企業・事業所等の業種や規模に応じ、ニーズにあった内容で、講師を直接企業に派遣し、セミナーを実施する		7月～3月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・(公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが行う国際交流、研究事業の支援		通年
10. 調査研究 ・調査研究	(男女共同参画センター等で実施)		通年
11. その他 ・(仮称)女性活躍推進センター事業	女性の就業・創業・キャリアアップ等をワンストップで支援する(仮称)女性活躍推進センターの早期開設にむけた取り組みの推進		7月～3月
・企業等の女性管理職支援	中小企業の女性管理職に対する定期的な勉強会の開催によるスキルトレーニングや、ネットワークの形成支援等を実施する		7月～3月

政令指定都市名

北九州市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成27年4月1日現在

平成27年5月1日現在

その他:平成 年 月 日現在

○

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成27年3月に内閣府で把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	66	23	34.8	
	市町村防災会議(委員のみ)	65	23	35.4	
	2 民生委員推薦会	14	7	50.0	
	3 国民健康保険運営協議会	23	10	43.5	
	4 地方社会福祉審議会	43	18	41.9	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	16	8	50.0	
	7 公害健康被害認定審査会	10	2	20.0	
×	8 損害評価会				
	9 地方港湾審議会	30	14	46.7	
	10 土地区画整理審議会	22	4	18.2	審議会数2
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	4	57.1	
	13 介護認定審査会	362	111	30.7	
	14 精神医療審査会	12	5	41.7	
	15 市町村国民保護協議会	64	23	35.9	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
	17 感染症診査協議会	8	3	37.5	
	18 市町村都市計画審議会	21	11	52.4	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	57	30	52.6	
×	21 児童福祉審議会				
	合 計	774	282	36.4	4に専門部会を設置

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	63	1	1.6	
6	固定資産評価審査委員会	9	1	11.1	
	合 計	89	8	9.0	